

# 大北森林組合の事業経営計画及び補助金等返還計画の見直しについて

資料 3

林 務 部

大北森林組合は事業経営計画及び補助金等返還計画を作成し、県は当該計画を概ね妥当と判断した場合に履行期限の延長を行う。

両計画は、経営分析や社会情勢により5年ごとに見直すこととなっており、現在、組合において検証を行い、次のような方向性で見直しを検討している。

## 1 事業経営計画

### (1) 現行計画（H28～R2）の検証

#### ① 森林整備事業

増加傾向にあるが、計画策定時から職員が半数に減少したこと等により、森林施業候補地の選定のための森林踏査や所有者情報の収集等が困難となり森林施業団地の設置が進まなかったこと、現場に常駐が必要な専門技術者が確保できず公共事業等の受注が増加できなかったこと等から計画を大幅に下回った。

また、森林整備に伴い搬出される木材量も少なく、販売事業も計画を下回った。

#### ② 利用事業

松くい虫防除事業や、令和元年度からの河川敷内樹木伐採等に係る建設事業等の下請けを積極的に受注したことから、計画を大幅に上回った。

#### ③ 森林経営事業

平成31年に取得した山林の経営を行い、令和元年度から新たに薪原木等の生産を始めた。

<取扱高>

(単位：千円)

区分		H28	H29	H30	R1	R2
販売部門 / 販売事業 (木材等の販売、支障木伐採等)	計画	37,660	54,200	56,300	58,700	60,800
	実績	6,053	37,179	42,113	72,402	
加工部門 / 加工事業 (製材、チップ加工等)	計画	7,250	8,800	9,650	9,900	10,250
	実績	6,934	6,082	10,811	4,006	
森林整備部門	計画	58,882	221,880	239,000	263,000	283,900
	実績	69,763	82,702	88,564	157,197	
森林整備事業 (組合員所有森林の整備、公共事業請負等)	計画	38,420	192,100	207,100	228,400	246,600
	実績	39,047	29,184	36,478	42,709	
利用事業 (森林病虫害防除、土木事業下請等)	計画	2,730	8,880	9,850	10,900	11,950
	実績	4,607	27,017	38,104	100,748	
購買事業 (事業用物資、生活物資の購買)	計画	17,732	20,900	22,050	23,700	25,350
	実績	26,109	26,501	13,982	13,740	
一般事業計	計画	103,792	284,880	304,950	331,600	354,950
	実績	82,750	125,963	141,488	233,605	
森林経営部門 / 森林経営事業 (自己所有林からの木材販売等)	計画	-	-	-	-	-
	実績	-	-	-	3,462	

< 事業利益 >

(単位：千円)

区分	H28	H29	H30	R1	R2
計画	△ 60,400	2,290	5,050	10,450	14,890
実績	△ 62,148	△ 28,167	△ 13,655	16,188	

(2) 次期計画 (R3~R8) 見直しの方向性

次期計画は、職員の増員に取り組むとともに、高性能林業機械の活用やスマート林業に取り組み、3期計画 (R9~R14) 期間中での事業利益の大幅増加に向けた準備期間と位置付けることとし、現行計画より緩やかな事業利益の増加を見込む。

各事業については、利用事業、森林経営事業は引き続き現状並みの事業量を確保しつつ、次の事業を強化する。

① 森林整備事業

職員の増員による森林整備の実行体制を構築し、主要事業である組合員からの受託による森林施業団地の設置や公共事業等の積極的な受注により事業量の増加を図る。

また、搬出される木材の有効活用・有利販売を行い、販売事業の増加も促進する。

② 加工事業

新たな事業展開として、地域に木質バイオマスボイラー施設が設置され大口の需要が見込まれることから、チップを導入し、チップの加工量を増加させる。

2 補助金等返還計画

(1) 現行計画 (H28~R2) の検証

補助金等の返還は計画どおり実施

< 補助金等の返還状況 >

(単位：千円)

区分	H28	H29	H30	R1	R2
計画	3,655	6,770	4,600	7,800	9,700
実績	3,655	6,770	4,600	7,800	9,700

※H30は、別途4,500千円を返還した。

(2) 返還計画見直しの方向性

現行計画に損害賠償金を加え、名称を「補助金返還等支払い計画」とする。

① 計画期間

現行計画と同じ令和31年度までとする。

② 返還額

損害賠償金を上乗せしたうえで、令和3年度から5年間の返還額は事業経営計画の見直しの方向性を考慮した返還額とする。

③ 債権の優先

民事調停により減額した損害賠償金を優先して支払う。